

有料サイトなどの架空請求や高齢者を狙った被害が後を絶ちません。鳥取県立消費生活センターに寄せられる相談は月1000件を越え、その手口は年々巧妙になり被害件数も増加しています。最近の被害状況やそうした被害に遭わないためにはどうすればいいのか、県立消費生活センター消費生活相談員総括主任の佐藤亜紀子さんに聞いてみました。

# うまい話に要注意 悪質商法を見極める



## 相談先

鳥取県立消費生活センター 西部消費生活相談室  
 電話 0859-34-2668・34-2648 土・日・祝は休み  
 相談受付時間 8:30～17:00  
 米子市末広町74 米子コンベンションセンター4階

年々増加する被害相談  
 架空請求、ヤミ金融など

現在、鳥取県立消費生活センターに寄せられる被害相談件数は、県全体で月1000件を越えます。年間の相談件数は平成15年度が1万2999件。平成14年度の5813件の2.24倍と大幅な増加となっています。

西部消費生活相談室では、日々20件から30件の相談があり、その数は年々増加しています。このことは全国的に言

えることでも深刻です。相談内容は、有料サイトやアダルト番組などの架空請求がもっとも多く、サラ金・ヤミ金融、資格講座、学習教材関係と続きます。

突然のメールやハガキで高額料金を請求する

架空請求の手口は、ある日突然、携帯電話にメールが入ったり、家に請求のハガキが届きます。まったく身に覚

えのないもの。好奇心で有料サイトに接続し、操作ミスで登録してしまい請求されたというもの。大抵の場合「もしかしたらあのときの」と自分を疑い、不安になり請求先に電話してしまいます。

電話した時点で電話番号が相手に知られ、個人情報が出ていきます。相手は、支払いを強要したり、得た個人情

報を悪用しています。正義感が強く、抗議の電話をする人なども「あなたの契約書があ

る」などといういろいろなパターンを用意し巧みな話術で洗脳していきます。こうした架空請求は絶対に電話をしないことです。すぐに消費生活センターか警察に相談しましょう。

最近、相談が増えている  
 内職商法や催眠商法

主婦層を狙った商法も少なくありません。「働きたくても子どもがいて働けずに出れない」という心理を狙うのが内

職商法。チラシに「家で簡単に高収入が得られる」と載せ、電話をすると仕事のために必要だと高額な教材を買わせる。その後、仕事はない。残ったのはローンだけ。といった被害相談もあります。

また、日用品などを無料で配り、最後に高額な商品を強引に売りつける催眠商法（SF商法）による被害も発生し